

社会福祉法人三木市社会福祉協議会 在宅介護支援センター細川運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所在宅介護支援センター細川（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援（以下「介護支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、在宅福祉サービスの提供を通じて住民の福祉の向上に寄与するという社協の公共的団体としての役割を自覚し事業を行う。

- 2 事業所は、要介護者等が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して事業を行う。
- 3 従業者は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供を行う。
- 4 事業所は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行う。
- 5 事業所は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。
- 6 事業所は、事業の運営に当たっては、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- 7 事業所は、上記のほか「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日付)」第13条の具体的取扱方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センター細川
- (2) 所在地 三木市細川町豊地1230番地

(従業者の職種等)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員 1名以上(内、1名は管理者兼務)
介護支援専門員は、介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護者等の相談を受ける場所 要介護者等の自宅又は事業所相談室
 - (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会方式）
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所相談室
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回以上
- 2 運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、事業所の見やすい場所に掲示する。

（介護支援の利用料及びその他の費用の額）

第7条 介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護支援が法定代理受領サービスであるときは、要介護者等から利用料は徴収しない。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域との境から要介護者等宅までの間に要した交通費の実費相当額を徴収する。
- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満の場合は0円。
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km以上の場合は1km毎に20円。
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して要介護者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、三木市の全地域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に報告するものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第10条 事業所及び事業所を開設する法人の役員、事業所の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならず、並びにこれらの者をその運営に関与させないものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 事業所は、事業の社会的使命を充分認識し、従業員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設ける。

- 2 従業員は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者との契約において、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数

の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能である旨を説明する。

- 5 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、評価の結果を公表するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日 会長通達第281号
（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月20日 会長通達第408号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。